

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条第三号、第二十九条、第三十八条及び第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>〔1〕(9) 略</p> <p>(10) 移動体識別(設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。)用又は無線電力伝送(無線設備が送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。第三十二条の八の三において同じ。)用で使用されるものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔11〕(14) 略</p> <p>〔三〕(十一) 略</p> <p>(無線電力伝送用構内無線局の条件)</p> <p>第三十二条の八の三 無線電力伝送用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にはく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔一〕三 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔1〕(9) 「同上」</p> <p>(10) 移動体識別(設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。)用で使用されるものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔11〕(14) 同上</p> <p>〔三〕(十一) 同上</p> <p>(無線電力伝送用構内無線局の条件)</p> <p>第三十二条の八の三 無線電力伝送(無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。)用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にはく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(人体にばく露される電波の許容値) 第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。			
一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星(対地静止衛星)地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)(以外の人工衛星をいう。以下同じ。)(に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。)(及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇kHz 以上六GHz 以下	人体(側頭部及び四肢を除く。)(における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)	毎キログラム当たり二ワット以下
		人体四肢(両手を除く。)(における比吸収率	毎キログラム当たり四ワット以下

改正前

(人体にばく露される電波の許容値) 第十四条の二 「同上」			
一 「同上」			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第六号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星(対地静止衛星)地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)(以外の人工衛星をいう。以下同じ。)(に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。)(及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	一〇〇kHz 以上六GHz 以下	人体(側頭部及び四肢を除く。)(における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)	毎キログラム当たり二ワット以下
		人体四肢(両手を除く。)(における比吸収率	毎キログラム当たり四ワット以下

略

〔二・三 略〕

〔2〕5 略

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2〕14 略

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局若しくは無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は無線電力伝送用の特定小電力無線局の受信装置

〔表略〕

〔16〕36 略

第四節の十一 特定小電力無線局の無線設備

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕5 略

六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用の)の及び無線電力伝送用のものに限る。

〔イ・ロ 略〕

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)(であること)(無線電力伝送用に使用する場合にあつては、中心周波数を九一八MHz又は九一九・二MHzとする単位チャネルに限る。)

〔二〕5 略

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。

〔七〕15 略

別表第三号(第7条関係)

〔1〕23 略

同上

〔二・三 同上〕

〔2〕5 同上

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2〕14 同上

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置

〔表同上〕

〔16〕36 同上

第四節の十一 〔同上〕

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

〔一〕5 同上

六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用の)のに限る。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)(であること)。

〔二〕5 同上

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。

〔七〕15 同上

別表第三号(第7条関係)

〔1〕23 同左

<p>24 916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用若しくは無線電力伝送用の特定小電力無線局、920. 5MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。)又は2. 4GHz帯若しくは5. 7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕 略]</p> <p>(2) 916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の<u>特定小電力無線局</u>又は<u>無線電力伝送用の特定小電力無線局</u></p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔3〕～(6) 略]</p> <p>[25～72 略]</p>	<p>24 916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局、920. 5MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(916. 7MHz以上920. 9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。)又は2. 4GHz帯若しくは5. 7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕 同左]</p> <p>(2) 916. 7MHz以上923. 5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の<u>特定小電力無線局</u></p> <p>〔表同左]</p> <p>〔注 同左]</p> <p>〔3〕～(6) 同左]</p> <p>[25～72 同左]</p>
---	--

備考 表の「」の記号は、凡例を参照。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。
〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置 装 一		置 装 信 送								
二 試験項目		周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	入射電力密度	吸収電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数
三 測定器等		周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 オシロスコープ
四 特定無線設備の種別		第二条 第一項 第八号 設備	○	○	○	○	注 13 ○	注 13 ○		

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕
〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

置 装 一		置 装 信 送								
二 試験項目		周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	入射電力密度	吸収電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数
三 測定器等		周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 オシロスコープ
四 特定無線設備の種別		第二条 第一項 第八号 設備	○	○	○	○	注 13 ○			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。